



新潟県

新潟県報

発行 新潟県

第89号

令和2年11月20日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主　要　目　次

告　　示

- 1210 新潟県議会臨時会の招集(政策企画課)
- 1211 土壌汚染対策法による汚染されている区域の指定(環境対策課)
- 1212 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 1213 土地改良事業計画の認可(農地計画課)
- 1214 換地計画の総覧(農地整備課)
- 1215 建設業法による許可の取消し(監理課)
- 1216 建築基準法による道路位置の指定(建築住宅課)
- 1217 建築基準法による道路位置の指定(建築住宅課)
- 1218 港湾施設の指定(港湾整備課)

公　　告

- 一般競争入札の実施(人事課)

病院局公告

- 一般競争入札の実施(病院局経営企画課)
- 一般競争入札の実施(病院局経営企画課)

企業局管理規程

- 11 新潟県企業局公示令達規程の一部を改正する規程(企業局総務課)

告　　示

◎新潟県告示第1210号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条及び第102条の規定により、次の事件について、新潟県議会臨時会を令和2年11月27日午後1時新潟県議会議場に招集する。

令和2年11月20日

新潟県知事　花角英世

- 1 令和2年度新潟県一般会計補正予算について
- 2 令和2年度新潟県電気事業会計補正予算について
- 3 令和2年度新潟県工業用水道事業会計補正予算について
- 4 令和2年度新潟県工業用地造成事業会計補正予算について
- 5 令和2年度新潟県病院事業会計補正予算について
- 6 令和2年度新潟県流域下水道事業会計補正予算について
- 7 知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例の一部改正について
- 8 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

◎新潟県告示第1211号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和2年11月20日

新潟県知事　花角英世

- 1 指定する形質変更時要届出区域
燕市吉田鴻巣字ヤケ73番1の一部及び76番1の一部
- 2 土壌の汚染状態が土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

◎新潟県告示第1212号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、佐渡市の国仲西部土地改良区の定款の変更を令和2年11月12日認可した。

令和2年11月20日

新潟県佐渡地域振興局長

◎新潟県告示第1213号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業計画を認可した。

令和2年11月20日

新潟県村上地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	認可年月日	根拠条文
村上市 三面川沿岸土地改良区	池ノ平 ため池	農業用用排水施設整備 (県単農業農村整備「かんがい排水」)事業	新規	令和2年11月5日	第48条

◎新潟県告示第1214号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営区画整理・農業用用排水施設整備（中山間地域総合整備）事業に係る換地計画を定めたので、令和2年11月24日から令和2年12月21日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年11月20日

新潟県知事 花角英世

事業主体名	地区名（換地区名）	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	六箇（田麦（立ヶ坂））	換地計画書の写し	十日町市役所

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、処分の取消しの訴え提起することができる。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することができる場合がある。

◎新潟県告示第1215号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

令和2年11月20日

新潟県知事 花角英世

- 1 処分をした年月日 令和2年10月28日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名

加藤設備

加藤 秋二

3 主たる営業所の所在地

新潟市西区善久629-1

4 許可番号 新潟県知事許可(般-28) 第42231号

5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和2年10月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 令和2年10月27日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社鈴木総業

鈴木 義人

3 主たる営業所の所在地

新潟市北区松浜みなと30-39

4 許可番号 新潟県知事許可(般-28) 第45204号

5 処分の内容 とび・土工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和2年10月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 令和2年10月16日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社渡寅

安達 雅行

3 主たる営業所の所在地

新潟市北区森下1308

4 許可番号 新潟県知事許可(般-27) 第14675号

5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和2年10月16日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 令和2年10月15日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社晴耕建舎

伊丹 敏彦

3 主たる営業所の所在地

長岡市要町3-1-15

4 許可番号 新潟県知事許可(般-27) 第44895号

5 処分の内容 とび・土工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和2年10月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 令和2年10月15日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社村電テクニカルサービス
小野寺 秀樹
 - 3 主たる営業所の所在地
村上市塩町11-31
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-27）第43733号
 - 5 処分の内容 さく井工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和2年10月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和2年10月5日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
ヨシダメンテナンス株式会社
斎藤 伸也
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市北区島見町2434-3
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-28）第14269号
 - 5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和2年10月5日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和2年10月23日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社ワンプラ
小林 和芳
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区山二ツ536-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-27）第44842号
 - 5 処分の内容 土木工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和2年10月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和2年10月6日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社ミナト建設工業
上杉 光信
 - 3 主たる営業所の所在地
柏崎市新花町2-19-501
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-1）第45760号
 - 5 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、電気工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、塗装工事業、内装仕上工事業、水道施設工事業及び解体工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和2年10月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

-
- 1 処分をした年月日 令和2年10月12日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社土田電工
土田 和宏
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市稻田4-1-32
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29) 第19895号
 - 5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和2年10月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和2年9月25日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社サトウ産業
佐藤 明郎
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市上名柄340-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-27) 第10683号
 - 5 処分の内容 土木工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和2年9月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和2年10月14日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
水澤板金工業
水澤 修
 - 3 主たる営業所の所在地
糸魚川市大字大野1694-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28) 第11373号
 - 5 処分の内容 屋根工事業及び板金工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和2年9月16日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和2年9月23日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
小島興業
小島 正人
 - 3 主たる営業所の所在地
中魚沼郡津南町大字下船渡甲3921-2
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27) 第42114号
 - 5 処分の内容 土木工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
-

令和2年9月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 令和2年10月7日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社郷土建設藤村組

藤村 英明

3 主たる営業所の所在地

上越市浦川原区横川412-1

4 許可番号 新潟県知事許可(特-27) 第9605号

5 処分の内容 電気工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

令和2年10月7日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 令和2年9月24日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社勝見電機工業所

勝見 祐介

3 主たる営業所の所在地

新潟市江南区酒屋町600

4 許可番号 新潟県知事許可(般-27) 第42090号

5 処分の内容 建築工事業、とび・土工工事業及び鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

令和2年9月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 令和2年10月1日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社S A I T O

斎藤 悟史

3 主たる営業所の所在地

新発田市弓越1073-4

4 許可番号 新潟県知事許可(般-2) 第44705号

5 処分の内容 屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び板金工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和2年10月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 令和2年9月28日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社大東

淡路 幸雄

3 主たる営業所の所在地

長岡市上条町745-1

- 4 許可番号 新潟県知事許可（般特－2）第28027号
5 処分の内容 造園工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し
6 処分の原因となった事実
令和2年9月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和2年9月29日
2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社鈴木整備
鈴木 了一
3 主たる営業所の所在地
長岡市大島本町3-11-2
4 許可番号 新潟県知事許可（般－29）第16921号
5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
6 処分の原因となった事実
令和2年9月29日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和2年9月30日
2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社武田電設
武田 好秀
3 主たる営業所の所在地
佐渡市住吉80
4 許可番号 新潟県知事許可（般－28）第40420号
5 処分の内容 電気工事業、管工事業及び消防施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
6 処分の原因となった事実
令和2年9月30日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和2年9月25日
2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社鈴木電器
杉井 新栄
3 主たる営業所の所在地
岩船郡関川村大字下関639-1
4 許可番号 新潟県知事許可（般－28）第40522号
5 処分の内容 土木工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
6 処分の原因となった事実
令和2年9月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和2年9月18日
2 被処分者の商号、代表者の氏名
大四商店有限会社
関根 利男
-

- 3 主たる営業所の所在地
新潟市南区引越261
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般－1）第41745号
- 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、管工事業及び舗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
令和2年9月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和2年9月25日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
L I F E S T Y L E D E S I G N + C R A F T
石黒 裕介
- 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区上所1-9-32 小杉ビル3階
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般－27）第44914号
- 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
令和2年9月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

◎新潟県告示第1216号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

令和2年11月20日

新潟県三条地域振興局長

- 1 指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日
令和2年11月9日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
燕市杣木字廿六木1420番の内	6.00	46.92

◎新潟県告示第1217号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

令和2年11月20日

新潟県佐渡地域振興局長

- 1 指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日
令和2年11月10日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
佐渡市長石字高立192番6の内、193番7の内、 193番8の内、192番4の内、193番3の内 192番6の内、193番7の内、193番8の内	5.00 転回広場	70.00 81.50平方メートル

◎新潟県告示第1218号

新潟県港湾管理条例（昭和38年新潟県条例第11号）第2条第2項の規定により、直江津港の港湾施設の種類、名称、位置、数量及び能力を次のとおり指定する。

令和2年11月20日

直江津港港湾管理者 新潟県
代表者 新潟県知事 花角 英世

種類	名称	位置	数量及び能力
荷さばき施設	コンテナクレーン	上越市大字 黒井字添地 内	マントロリ式橋形クレーン 1基 吊上荷重 公称 48.0 t 定格荷重 スプレッダ使用時 30.5 t フック使用時 40.0 t

公 告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県が調達する新潟県給与システム用ファイアウォール等機器一式の借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

令和2年11月20日

新潟県知事 花角 英世

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

新潟県給与システム用ファイアウォール等機器一式の借上げ

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和3年1月20日（水）

(4) 納入場所

新潟県庁（新潟県新潟市中央区新光町4番地1）

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 交付期間 令和2年11月20日（金）から令和2年11月27日（金）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所 新潟県総務管理部人事課企画調査係（新潟県新潟市中央区新光町4番地1）

(3) 問合せ等 入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和2年12月10日（木）午前10時30分

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県庁入札室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 本調達物品納入後の保守管理体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(4) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

(5) 3(1)に定める入札執行日前1年以内に、新潟県との機器等の賃貸借契約において、当該契約の全部又は一部債務不履行をした者でないこと。

(6) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあっては、新潟県の県税納税証明書（令和2年11月20日（金）以

降に発行された納税証明書であって、未納がないことを証明したものに限る。)を提出した者であること。

- (7) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 令和2年12月4日(金) 午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県総務管理部人事課企画調査係

ウ 提出方法 本人(法人にあっては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参とする。

エ 提出書類及び部数 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

ア 通知日時 令和2年12月8日(火) 午前9時から午後5時まで

イ 通知場所 (1)イに定める場所

6 入札手続等

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限る。)をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額(消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額(1に掲げる新潟県給与システム用ファイアウォール等機器一式の1か月当たりの賃貸借料をいう。)に110分の100を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)。以下同じ。)に100分の10に相当する額を加算した金額に60を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額に60を乗じて得た額を入札書に記載すること。
その他入札説明書による。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

契約希望本体金額に100分の10に相当する金額を加算した金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。）とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額（1に掲げる新潟県給与システム用ファイアウォール等機器一式の1か月当たりの賃貸借料に係るものをいう。）に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。）とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

- ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。
- ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) 暴力団等の排除

- ア 誓約書の提出 暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。
- イ 不当介入に対する通報報告
契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。

(3) その他

- ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。
- イ その他詳細は、入札説明書による。
- ウ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、自動支払精算機の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和2年11月20日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

自動支払精算機 1式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和3年3月30日（火）

(4) 納入場所

新潟県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。

- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」又は「文具事務機器類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第2条の規程に基づき定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192
新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課経営係
電話番号 025-522-7711 内線2343

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限

令和2年11月27日(金)午後5時00分

4 入札の日時及び場所

令和2年12月4日(金)午前11時00分

新潟県立中央病院講堂1

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、生体情報関連システムの購入について、次とおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和2年11月20日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

生体情報関連システム 1式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和3年3月31日(水)

(4) 納入場所

新潟県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第2条の規程に基づき定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192

新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課経営係

電話番号 025-522-7711 内線2323

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和2年12月3日(木)午後5時00分

4 入札の日時及び場所

令和2年12月10日(木)午前11時00分

新潟県立中央病院講堂1

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

6 Summary

(1) Subject and quantity of the products to be purchased:

Biological information related systems [1]set

(2) Bid submission:

11:00A.M. December 10, 2020

(3) For more information, please contact the following division in Japanese:

Management Division,

Department of Administration,

Niigata Prefectural Central Hospital

*address:

205 Shinan-cho, Joetsu-City, Niigata

〒943-0192

JAPAN

TEL 025-522-7711 Ext. 2323

企業局管理規程

新潟県企業局管理規程第11号

新潟県企業局公示令達規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年11月20日

新潟県企業管理者 桑原勝史

新潟県企業局公示令達規程の一部を改正する規程

新潟県企業局公示令達規程（昭和28年新潟県電気事業管理規程第1号）の一部を次のとおり改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(書式及び用例)</p> <p>第3条 第1条の公示令達中、管理規程及び告示の書式及び用例は、<u>新潟県行政文書管理規程（令和2年3月新潟県訓令第5号）第71条</u>中告示の例により、その他の令達の書式及び用例は、同条中それぞれ当該令達の例による。</p>	<p>(書式及び用例)</p> <p>第3条 第1条の公示令達中、管理規程及び告示の書式及び用例は、<u>新潟県本庁文書規程（昭和35年3月新潟県訓令第9号）第49条</u>中告示の例により、その他の令達の書式及び用例は、同条中それぞれ当該令達の例による。</p>

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。